

令和6年(2024年)7月24日

お客様へ

ニセコバス株式会社

## 一般路線バスの上限運賃変更の認可申請について

いつもニセコバスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

ニセコバスでは、従来からの少子高齢化や人口減少、マイカー等との競合などに加え、さらに近年では新型コロナウイルス感染症の影響を経た新たな生活様式の定着により、バス事業の維持に必要な収入の確保が厳しい状況が続いております。

他方、深刻化する乗務員不足の解消を図るための処遇改善、安全対策に係る車両更新及び修繕コスト、燃料費をはじめとした物価高騰など、費用は今後さらに増加の一途を辿るため、収入と費用の両面から事業経営を圧迫しております。

このような状況の中で、民間企業として事業を継続し、地域公共交通として安全・安心な輸送サービスを提供していくためには、処遇改善による人材の確保や車両更新をはじめとする設備投資をしっかりと行う必要がございます。

これらに対処するため、令和6年(2024年)7月24日、国土交通省北海道運輸局へ一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更の認可申請を実施させていただきました。申請概要は下記のとおりとなっております。

**なお、具体的な改定運賃につきましては、申請が認可(10月下旬ごろ予定)され次第、改めてご連絡させていただきます。**

### 記

- (1) 申請日 2024年7月24日  
(2) 実施予定日 2024年12月1日

※消費税率引き上げに伴う運賃改定及び北海道中央バス株式会社と同調する区間での運賃改定以外では、平成8年4月1日以来となる約28年振りの運賃改定となります。

- (3) 申請対象路線 弊社一般乗合バス路線

※自治体等の協議会で運賃を定める路線(ノッタライン、にこっとバス、ニセコ周遊バス)は除きます。

※スキー場利用者に特化した路線(新千歳空港—ニセコ間スキーバス、ユナイテッドシャトル)は本改定とは別に運賃改定を予定しています。

- (4) 上限運賃の平均改定率 50.0%

※上限運賃とは事業経営に必要な原価に応じて算出され、バス事業者が収受できる運賃の上限額

- (5) 実施運賃の平均改定率 22.6%

※実施運賃とは上限運賃の範囲内で実際に収受する運賃額

以上